

議会運営委員会

日 時 令和4年10月27日（木）
議会報告会会場別打合せ会終了後
場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 令和4年9月台風15号に係る水害等への対応に対する課題の議会
としての検証及び提言等の検討について 資料1
- (2) 島田市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 資料2
- (3) その他

4 閉 会

令和4年9月台風 15 号に係る水害等への対応に対する課題の議会としての検証 及び提言等の検討について

令和4年10月27日

1 趣旨

令和4年9月23日に静岡県に最接近した台風第15号では、当市において非常に激しい雨により、市内山間部を中心に、土石流、土砂崩れの発生に加え、河川の溢水、越水等に伴う建物被害や倒木等が多数発生し、停電、断水、長期にわたる主要道路の通行止め、鉄道の運休など、市民生活や産業活動、教育の多方面に大きな影響が生じた。

この災害では、過去数年において経験したことのない大きな被害をもたらされたと同時に、これまで経験した災害とは異なる事象が発生した。

市当局や地域住民は、発生が想定される南海トラフ巨大地震の対応に係る防災訓練には取り組んできているものの、大雨による災害対応に関しては、十分な取り組みがなされていなかったという観点からも、復旧作業における判断や対応を非常に難しいものとしていたものとする。

島田市議会では、議員自らが被災現場において、復旧作業に携わり、地域住民の生の声を聞くなど、一連の災害対応で得られた経験や教訓が、その後の防災対策に適切に反映されるよう議会として検証を行うとともに、提言等の必要の有無について検討を行うこととする。

2 検討内容

「災害対応における議会行動計画(大規模災害対策編)令和3年2月」では、島田市議会が島田市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害発生前後における島田市議会議員及び議会事務局職員の役割や行動等を明確にすることを目的としている。

また、「島田市議会災害対応要領」では、第2条において『島田市議会議長は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、又は議長が特に必要と認めた場合、議会機能の維持及び市対策本部と連携するため、島田市議会内に島田市議会災害対策支援本部を設置することができる。』としている。

こうした点を踏まえ、以下の点について検討する。

- (1) 今回の被害の状況から、市議会として支援本部の立上の必要性の有無。
- (2) 市と市議会との連携における課題の有無。
- (3) 市の災害対応における課題の有無。
- (4) 上記内容を踏まえ、市議会として市に提言等を行う必要性の有無。

3 作業の流れ

議会運営委員会において課題の有無の検証を行い、提言の必要の有無を決定する。

4 提言が必要となった場合の議会としての検討の流れ

- (1) 効率的な策定過程を実現するため、会派代表者会議で提言書を協議する。
- (2) 全ての議員から今回の災害に対する意見、考え方を聞くため、無会派議員も会議に参加する。
- (3) 会派の代表者は、会派の属する議員の意見、考え方を集約して会議での協議に臨む。
- (4) 会派代表者会議で協議された提言書(案)を議会運営委員会です承し、島田市議会の提言書と

する。

(5)市議会 11 月定例会最終日に議長から市長に提言書を手渡す(手交)。

4 参考様式

袖ヶ浦市「防災対策に対する提言書」令和4年3月 31 日(総務企画常任委員会)

※上記提言書に限定しないが、ひな形の事例として参考にしてください。

別紙「令和4年9月台風 15 号水害等に係る今後の対策に対する課題抽出・対応シート」

※各議員が課題の抽出に必要と思われる項目を書き出しましたので参考にしてください。

5 作成スケジュール

別紙「令和4年9月台風 15 号水害等に係る今後の対策に対する提言書の作成日程(案)」のとおり。

6 提言書作成の視点

(1)防災対策は各施策分野に跨る裾野の広いものであり、被害の程度、フェーズ(発災前を含む初動段階、応急段階、復旧段階)によっても、その対応は異なること。

(2)防災対策の主体は様々であり、行政、住民、自治組織、ボランティア等多様な主体が存在し、各主体間の連携強化が不可欠であることから、「連携」に着目した視点も必要であること。

令和4年9月台風15号水害等に係る今後の対策に対する課題抽出・対応シート

(会派名:)

区分	救援ニーズ	対応業務	課題	対応策
市の対応体制	救援ニーズのとりまとめ	対応体制の統制・連携		
自主防災組織体制	救援ニーズの把握			
消防団組織体制	救援ニーズの把握			
2次災害防止	土石流被害地域の安全確保	豪雨・強風等の新たな土石流被害対策・安全確保対策		
	応急通行路の安全確保	応急通行路の安全点検 孤立化地域の救急患者搬送のための通行路確保(消防局との連携) 被災地における迅速な消火活動のための通行路確保(消防局、消防団との連携)		
	大雨時の安全確保	事前避難等の安全確保、避難情報発令		
通行路の確保	幹線道路の応急復旧	国道の応急復旧 県道の応急復旧		
	市生活道路の応急復旧	市道の応急復旧		
	応急通行路の確保	う回路(応急生活道路)の維持管理		
	幹線道路本格復旧への対応	幹線道路応急復旧に関する要望提出・対応状況把握		
ライフライン・通信インフラ確保	電力復旧	中部電力復旧作業支援 NTT 復旧作業支援		
	旧簡易水道復旧	旧簡易水道施設復旧作業		
医療・福祉	通院支援	道路通行困難地域住民への通院支援		
	緊急患者搬送	孤立化地域での緊急患者搬送		
	常備薬の確保	道路通行困難地域住民への通院支援		
	デイサービス支援	道路通行困難地域住民への通院支援		
	その他	医療の提供体制の確認 地域における健康支援活動 乳幼児を持つ家庭への支援		
被災者生活支援	給水	応急給水支援		
	食料等生活用品支援	食料等生活用品の搬送		
	その他	道路通行困難地域住民への支援		
災害廃棄物等の処理	災害廃棄物の搬出	災害廃棄物集積所の設置・運営		
	土砂・がれき搬出	土砂・がれき集積所の設置・運営		
学校教育	授業の継続	オンライン授業等の措置		
	学習活動の継続	被災者に対する学用品の供与		
	通学手段の確保	通行路の状況に応じたバス運行・支援		
	通学時の安全確保	通行路の安全確保に必要な情報収集		
災害ボランティア	災害ボランティアによる支援	社会福祉協議会ボランティアセンター運営状況把握 被災者からの派遣ニーズ提供		
被災者生活再建支援	罹災証明発行	受付・発行業務(窓口設置・運営) 被害現地調査		
	被災証明発行	受付・発行業務(窓口設置・運営)		
	経済支援	災害見舞金の交付 国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市民税・固定資産税の減免		
	相談対応	被災者生活再建相談窓口の設置等		
	その他	被災住宅の細部調査		
生業再建支援	農林業再開	被害調査、対応窓口設置・運営		
	事業再開	被害調査、対応窓口設置・運営		
広報	適時の情報提供	市 HP・公式 LINE、ツイッター等での公表		
	報道機関への情報提供	記者発表、問い合わせ対応		
その他	大井川鐵道復旧	事業者と連携した国への要望		
	被災地区の防疫	冠水箇所の消毒		
	コミュニティバス・通園バス運行	道路復旧状況に応ずる通行路の確保・運航の安全確保・市民への周知		
	寄付・義援金対応	受付、配分措置等		
	災害救助法適用業務	調査、申請		

【記載要領】

※無会派議員は、会派名に議員氏名を記入してください。

※議員の活動において、各区分等に応じた課題があると把握している場合には、課題欄にその課題を記入してください。

※課題欄に記入した場合、考えられる対応策を記入してください。

【参考資料】

1 台風 15 号の被害概要と市の水防体制について



1 台風15号の被害概要と市の水防体制

2 消防道路調査資料(10月2日現在)



2 消防道路調査資料(10月2日現在)

3 過去の顕著な水害(島田市地域防災計画(風水害対策編)から抜粋)

(1)風水害

年号	原因	記事
昭和 34	低気圧・ 温暖前線 台風	8/26～27 総雨量(島田)376mm(金谷)380mm(1h雨量120mm、3h雨量243mm) 栃山川、東光寺谷川、大津谷川、伊太谷川、相賀谷川、大代川の堤防決壊御飯屋町、大草、相賀、野田、落合の橋流失、(島田)負傷3、行方不明者1、全壊8、半壊14、流失8、床上浸水3,000、床下浸水6,000、(金谷)死者1、負傷113、全壊11、半壊26、一部破損6、流失8、床上浸水2、344、床下浸水2,400 9/26 伊勢湾台風 総雨量100mm以上 (島田)全壊2、半壊21、床上浸水7、床下浸水1
昭和 35	台風・ 寒冷前線	8/12～14 総雨量600mm～700mm(1h雨量50～70mm) 大井川13日21時神座水位2.9m、伊久美川の氾濫で川口橋流失、伊久身部落の山津波、蓬萊橋流失、(島田)死者16、負傷7、軽傷29、全壊27、半壊42、流失7、(金谷)床上浸水70数戸、(川根)死者5、行方不明者2、全壊15、半壊24、流失埋没10、床上浸水155、床下浸水390
昭和 36	豪雨・ 梅雨前線	6/23～29 36.6豪雨 総雨量423mm 伊久美川増水、伊久身(犬間・長島他)仮橋流失4、(長島)土砂崩れ交通途絶、(二俣・白井)床下浸水5、神座で大井川決壊、大井川鉄橋橋脚流失、(金谷)白光川氾濫、床上浸水6、床下浸水10
昭和 40	台風	9.16～17 台風24号 総雨量300mm (島田)死者1、負傷者1、行方不明者2、道路決壊8、堤防決壊3、農林道決壊4、住家一部破損113、学校一部破損23、農地一部流没2ha
昭和 44	台風	8/4～5 台風7号 (島田)負傷者3、全壊1、半壊2、床上浸水1、床下浸水34、一部損壊4、非住家2、畑埋没2、畑冠水4、道路損壊5、橋梁流失1、堤防決壊1、山崩れ23、鉄道4、罹災世帯5、罹災者数19
昭和 54	台風	10/19 台風20号 (島田)軽傷者2、全壊3、一部破損60、床下浸水2、非住家公共建物3、その他45、文教施設2、砂防1、罹災世帯数3、罹災者数8

昭和 57	台風	9/11~12 台風18号 総雨量 521mm (島田)全壊 7、半壊 5、一部欠損 8、床上浸水 374、床下浸水 976、護岸決壊 36、橋梁流失 18、水稻倒伏 200ha、水田冠水 270ha、田土砂流入 40ha、畑土砂流入 10ha
平成 10	台風 前線	9/21~22 台風8号 総雨量 174mm 蓬莱橋橋脚1本流失 9/23~24 総雨量 230mm (島田)床上浸水 18、床下浸水 140、水田埋没 0.09ha、水田冠水 1.55ha、道路通行止 5、橋梁通行止 1、山崩れ 2、水道断水 75、避難1地区 14 世帯 49人
令和元	台風	10/11~12 令和元年東日本台風(台風第19号) 10/12 22:00 時点 積算雨量 島田(道悦)434mm 一部損壊 3、床上浸水 7、河川溢水 2、倒木、崩土多数、 10/12 18:30 第一次指定避難所 39 箇所開設、420 世帯 967 人が避難
令和2	前線 集中豪雨	6/30~7/2、7/4~7/10、7/26~7/28 梅雨前線が華中から九州付近を通って東日本に停滞した影響から豪雨となった。また、7月下旬には初倉地区で線状降水帯が発生し、床上、床下浸水が発生するなどの被害が発生した。 時間雨量最大:島田地区 25mm/h、金谷地区 35mm/h、川根地区 38mm/h ※富士山静岡空港 59.5mm/h 初倉地区:床上浸水2件(住家1、工場1)、床下浸水 10 件(住家 8、店舗 2)

(2)がけ崩れ・土石流・地すべり

年号	記事
昭和 35	8/13 伊久美集落の伊久美川上流部で大規模な土石流発生、死者・行方不明者16人。災害派遣中の自衛官1名が落石事故により殉職
昭和 37	4/12 福用地内の県道金谷~中川根線で、約 50mにわたり土砂崩れ 交通が不通となり、大井川線も不通
平成 15	8/17 大井川鐵道神尾駅の金谷側で土砂崩れが発生し、福用~千頭間で折り返し運転 9月 25 日から金谷~横岡(仮)の折り返し運転再開、翌年 3月 19 日全線開通
平成 28	4/末 県道蔵田島田線の伊久美二俣地区で崖崩れが発生し、生活道路を遮断、茶の出荷作業にも大きな影響を及ぼした。大雨ではなく強風による崖上端部の樹木滑落が引き起こしたと見られる。
平成 30	9/11 台風を引き続く断続的な雨により、市道日掛上平線の久野地区の路肩コンクリートブロックと岩盤が笹間川まで落下し、道路が寸断状態になった。道路を拡幅し重量制限で片側通行とした。
令和2	7/3 梅雨時期の長期的な大雨により、市道尾川上伊太線の尾川地区において、大規模な地すべりが発生し、道路に大きなクラックが発生したため、全面通行止めとした。2020(R3)/5/15 に仮復旧した。
令和3	7/3 梅雨時期の断続的な大雨により、県道焼津森線の橋梁(コンクリートスラブ)が、土石流により損壊し、道路が寸断状態になった。道路は、1カ月ほどで仮橋梁を整備し、復旧した。

10月2日現在

例

場所(町名)	種類(崩土、冠水)	結果	消防署の対応
龍河区弥生町	冠水	迂回し、現場に到着	
島田市横岡 国道473号	崩土	横岡釜谷地区の迂回路にて通行可	主要道がある為、支障なし
島田市福用 国道473号	道路崩落	島田市川根町側より迂回し、現場に到着	主要道がある為、支障なし
島田市伊久美(長島地区) 県道蔵田島田線	崩土	県道伊久美線(松峠)より迂回	島田市相賀(白山神社)白山林道から松峠へ、救急車、CD1消防車は通行可能(9月27日確認) 長島地区から白山林道へは救急車は通行不可、普通車は通行可能(9月27日確認) 災害対応については警防計画のとおり。
島田市伊久美(二俣地区) 県道蔵田島田線	崩土	県道蔵田島田線より迂回	藤枝市側より二俣・・・志太消防対応 志太消防に先行して出動してもらい後追い対応 川根町身成(一色)～島田市笹間下(西向)の林道は通行不可 川根町笹間下からの林道(林道大平三並線)の状況は通行不可 災害対応については警防計画のとおり。
川根町身成(一色地区) 一色、上河内線	崩土	救急車、CD-1まで通行可 大型車不可(工作車も不可)	一色地区手前に崩土があり、土砂を乗り越える必要がある。
島田市川根町笹間下(日向地区) 主要地方道藤枝天竜線	道路陥没	ポンプ車までなら通行可、現場に到着 大型車不可(工作車も不可)	救急車は通行可能 26日に日向橋に鉄板を入れる補強が完了した為消防車は通行可能だがどのサイズの車両が通れるかが不明。 ※要確認
島田市川根町笹間下(三並地区) 高橋南約150mの位置 主要地方道藤枝天竜線	道路陥没	ポンプ車までなら通行可 大型車不可(工作車も不可)	救急車及び消防車は通行可能。大型不可。 ※要確認
島田市川根町家山(塩本地区) 主要地方道藤枝天竜線の瀬崎付近	道路陥没	普通車通行可、迂回路なし	10/2川根町側が現地確認し通行可能。 (崩れた箇所に入れば大型車も通行可能) 救急車通行可。 火災の場合は指揮連絡車に資器材を載せ対応。
島田市川根町家山 養見地区	崩土	迂回路にて、現着不可、現状孤立 30日川根町側にて現地調査実施 市原から約1キロ進入した箇所が陥没崩壊し 仮設の歩道橋がかけられている。 奥から来た住民に聞くと、民家までここから 徒歩で約30分かかるとのこと。 大規模、宮邸宅?世帯7名居住 ※警防計画必要か???	仮設の橋をかけて孤立は解除された。(幅員80cm歩行者のみ) 【火災事案】 指令は通常の火災出動指令どおり 指揮隊、直近消防隊3隊、救助隊にて出動 出動車両については、島田署にて判断し指揮連絡車に駆せ替え出動する。 仮設の橋を使用し、可燃ポンプを徒手搬送し火災対応する。 【救急事案】 傷病者を動かせることが可能なら仮設の橋まで移動し徒手にて救急車へ収容。 傷病者を動かさない場合、関係者の車で仮設の橋まで来てもらい救急車が乗り込み現場へ向かう。若しくは、PA連携出動し、救急隊及び消防隊で仮設の橋を徒歩にて通行して対応する。
島田市川根町家山- 越地区	崩土	家山2485番地の2-小澤宅前崩土、 迂回路有り。	9月30日現地調査し解除を確認。 迂回 小澤宅以東→家山トンネルから 小澤宅以西→ちりむむ21方面から迂回
島田市川根町(飯里～石風呂) 国道473号	道路陥没	9月27日復旧。通常通り通行可能	
島田市川根町(石風呂～葛籠) 国道474号	道路陥没	川根本町久野橋より迂回し、現場に到着 (9/30あと3日ほどかかるとのこと。)	主要道がある為、支障なし ※要確認
島田市川根町家山 林道家山線	崩土	長期的に通行不可(市役所川根支所より)	朝日段HPまでは林道鎌倉平線から進入可能
島田市川根町家山 市井平橋	崩壊	市井平へ侵入不可	現在住んでいる人はいない
県道川根寸又線 田野口～俵山	崩土	迂回し、現場に到着	主要道がある為、支障なし
町道柏間沢線 ヨコガレ付近	崩土	迂回し、現場に到着	主要道がある為、支障なし
町道藤川崎平線 元藤川～崎平	崩土	迂回し、現場に到着	主要道がある為、支障なし
町道下泉河内川線 下泉 志町河内 文沢	陥没・崩土	①下泉地区の救助現場(陥没箇所)は9/28をもって警察捜索活動終了。普通車級の車両のみ通行可能。陥没箇所手前に通行止めのバリケードがあるが、地元住民と緊急車両はバリケードを移動させ進入可能 ②9/28に指揮隊で志町河内まで到達し志町河内まで普通車級で進入可能を確認。 ③志町河内の集落より奥の箇所崩土により通行不能あり。文沢は孤立状態。17:00頃に養田町長が徒歩にて崩土箇所を越え文沢住民に對し文沢から非難するよう説得に向かった。全員避難すれば住民が戻るまでは消防対応外 ④10月1日11時頃文沢地区5世帯避難完了。	災害対応については警防計画のとおり。 ※出動隊数は消防隊等災害出動計画の川根町事前出動計画に基づく編成(指令延未入力済み)
林道坂河内線 坂京	崩土	迂回路なし、現着不可 (下の坂京地区孤立)	救急事案は上の坂京から侵入し傷病者を確認後、対応の検討→現状避難済み 火災対応について、上の坂京から徒歩にて進入し可燃ポンプ対応。
町道高中央線	崩土	迂回路あり、南側(下長尾側)より進入	主要道がある為、支障なし
町道藤川水川線	崩土	迂回路あり(住居ないため支障なし)	主要道がある為、支障なし
		大森、白井、西向、大平	藤枝経由で二俣まではOK。 大森から一色、上河内崩落により通行不可 大森から三並、崩落により通行不可 10/2 沢倉れた二俣の道に歩道(70cm幅)を設置中。近日完成予定

台風15号の被害概要と市の水防体制について

(令和4年10月7日 17時00分現在)

1 被害状況

(1) 人的被害

死者	行方不明者	重傷者	中等傷者	軽傷者
0人	0人	0人	0人	0人

(2) 建物被害

種別	棟数	地区等
全壊	0棟	
半壊	0棟	
一部損壊	3棟	横岡、家山、葛籠
床上浸水	56棟	市内全域（島田地区、金谷地区、川根地区）
床下浸水	127棟	市内全域（島田地区、金谷地区、川根地区）

(3) 道路

<規制>

区分	路線名	規制状況
国道	473号	土砂流出により福用産業跡地付近全面通行止め
県道	蔵田島田線	道路崩落及び陥没により長島～犬間、中平～二俣全面通行止め
国道	473号	土砂流出により葛籠～石風呂全面通行止め

<被害>

種別	件数	河川等
道路に崩土	多数	市内小規模な崩土が多数発生
道路冠水	多数	市内全域で冠水箇所が多数発生

(4) 河川

種別	河川数	地区等
河川越(溢)水	5件	南原沢川、伊久美川、波田川、東光寺谷川、長池川
河川増水	多数	氾濫注意水位を超えた河川は、大代川、大津谷川

(5) 鉄道（※各会社のHPより抜粋）

路線名	区間	運行状況
新幹線		平常運転
東海道本線		平常運転

大井川鐵道 大井川本線	神尾駅～福用駅	大規模な土砂崩落のため、9/26から当分の間、 金谷～千頭間は代行バスによる運転
バス等	コミュニティバス 伊久身線：10/4始発便から「島田駅」～「長島」間の折り返し運行 その他の路線は通常運行	

(6) 停電

事業者	地区	戸数
中部電力		0戸

(7) その他

種別	件数	地区等
倒木	調査中	市内全域で倒木箇所が多数発生
断水	14戸	一色 ※一色地区は、復旧日未定
孤立	0世帯 0人	雲見（2世帯7人）は、車両の通行可（10/6）

2 避難状況

(1) 避難情報

自主避難の呼びかけ	発表	月 日 () 時 分
	解除	月 日 () 時 分
地区：市内全域		
避難情報	発令	月 日 () 時 分
	解除	月 日 () 時 分
地区：		
注意喚起（市長からの呼びかけ）	発表	9月23日（金）23時38分

(2) 避難所開設

避難所開設数	第一次指定避難所	0 箇所	※避難所の内訳参照
	第二次指定避難所	0 箇所	
	地区公会堂等	6 箇所	
合計		0 箇所	

【避難所の内訳】※現在はすべて閉鎖

No.	避難所等名称	避難形態	避難世帯数	避難者数
1	小川公会堂	自主・勧告	0 世帯	0 人
2	南原公会堂	自主・勧告	3 世帯	10 人
3	川根支所	自主・勧告	8 世帯	18 人

4	北五和会館	自主・勧告	3 世帯	6 人
5	阿知ヶ谷公会堂	自主・勧告	0 世帯	0 人
6	入中川原公会堂	自主・勧告	1 世帯	2 人

3 予報及び警報

(1) 気象予報（気象庁）

注意報	大雨 洪水 強風 波浪 高潮 雷	発表	令和4年9月23日19時00分
		解除	令和4年9月24日00時18分
警報	大雨(土砂災害・浸水害) 洪水 暴風 波浪 高潮	発表	令和4年9月23日20時20分
		解除	令和4年9月24日15時40分
特別警報	大雨(土砂災害・浸水害)	発表	年 月 日 時 分
		解除	年 月 日 時 分
記録的短時間大雨情報		発表	令和4年9月24日00時00分
		発表	令和4年9月24日 1時19分

(2) 土砂災害警戒情報（気象庁、静岡県）

島田市	日時		対象地域
	発表	令和4年9月23日 19時52分	島田市全域
解除	令和4年9月24日 14時45分	島田市全域	

(3) 雨量データ

<積算雨量>

日時	島田	伊久美	金谷	川根	塩本	笹間
9月23日 16時00分	19mm	34mm	23mm	26mm	18mm	18mm
17時00分	29mm	46mm	29mm	30mm	24mm	30mm
18時00分	32mm	58mm	34mm	37mm	29mm	37mm
19時00分	40mm	80mm	57mm	62mm	59mm	56mm
20時00分	64mm	119mm	87mm	98mm	74mm	74mm
21時00分	98mm	141mm	136mm	118mm	94mm	91mm
22時00分	222mm	235mm	200mm	178mm	138mm	147mm
23時00分	226mm	309mm	204mm	235mm	215mm	206mm
24時00分	231mm	395mm	205mm	322mm	318mm	289mm
9月24日 1時00分	269mm	520mm	229mm	399mm	390mm	396mm
2時00分	288mm	546mm	238mm	409mm	397mm	431mm
3時00分	309mm	546mm	248mm	409mm	397mm	431mm
4時00分	309mm	546mm	248mm	409mm	397mm	431mm
5時00分	309mm	546mm	248mm	409mm	397mm	431mm
6時00分	309mm	546mm	248mm	409mm	397mm	431mm
7時00分	309mm	546mm	248mm	409mm	397mm	431mm

<最大時間雨量>

	島田	伊久美	金谷	川根	塩本	笹間
時間帯	9/23 20:50~	9/23 23:50~	9/23 20:30~	9/23 22:50~	9/23 23:10~	9/24 0:00~
最大時間雨量	126mm	127mm	87mm	88mm	108mm	107mm

特記事項

【危機管理課】

- ・国土交通省中部地方整備局「TEC-FORCE」4名（10月6日を持ち撤収）
- ・国土交通省中部地方整備局リエゾン1名（10月6日を持ち撤収）

【学校教育課】

- ・スクールバス：川根地区、金谷地区、北部地区の一部でルート変更、ルート縮小あり
- ・教科書、学用品等給与について保護者に周知

【課税課】

- ・り災証明書交付のための調査を実施中

【環境課】

- ・災害廃棄物の仮置場を市内に設置
田代環境プラザ（当面の間は開設 ※持込できるのは家庭ごみの自己搬入可能日のみ）
川根文化センターチャリム21入り口付近（10/10まで土日祝も開設）
- ・消毒剤の配布

【社会教育課】

- ・社会教育施設の被害状況
伊久身農村環境改善センター…水・木・金・土曜日は開館し、火・日曜日は休館とする。（交通手段遮断による職員体制に影響があることから）
山村都市交流センターささま…通常通り会館
野外活動センター山の家…キャンプ場の一部（キャンプファイヤー場）に土砂が堆積、今後は県との調整により対応していく

【農林整備課】

- ・被災状況
林道：15本 農道：5本 詳細は調査中

【福祉課】

- ・り災証明書交付事務対応（支所、公民館でも受付開始）
- ・災害見舞金の支給に関する市HP等への掲載、周知

【商工課】

- ・中小企業向け県制度融資「中小企業災害対策資金」に関する市HP等への掲載、周知

*****ホームページ未掲載事項*****

【観光課】

- サッカ沢の水源の復旧について、国交省テックフォースに協力を依頼し、建設課、農林整備課、建設業者、温泉施設等に相談、検討中。(継続)

【福祉課】

- 災害救助法適用後の対応（県との連絡調整、関係課との情報共有等）

令和4年9月台風15号水害等に係る今後の対策に対する提言書作成日程(案)

月 日	曜日	会 議 等	内 容
10月27日	木	議会運営委員会(議会報告会会場別打合せ終了後)	作成趣旨、スケジュール、作成方法の説明 →危機管理課に情報提供
		会派代表者会議(議会運営委員会終了後)	作成趣旨、スケジュール、作成方法の説明 会派による取りまとめ期限提示(11月17日)
11月17日	木		会派による取りまとめ期限(各会派代表者は事務局に提言書案を提出)
			事務局での取りまとめ作業
12月6日	木	会派代表者会議(本会議終了後)	各会派の案を提示。(一般質問、議案質疑の内容や各会派の案を会派に持ち帰り修正案を検討)
			事務局から9日に一般質問の会議録粗稿を送付。提言書案の修正を各会派で検討する。(12日まで)→事務局に提出
			事務局における取りまとめ
12月13日	火	会派代表者会議(予算・決算特別委員会終了後)	各会派の修正案を基に提言書(最終案)の提示→確認要請
12月16日	金		提言書(案)の完成→危機管理課に情報提供
12月20日	火	議会運営委員会 9時30分～	提言書(案)の提示
12月21日	水	議長から市長に提言書を手交(本会議終了後)	

防災対策に関する提言書

令和4年3月31日
総務企画常任委員会

はじめに

令和元年9月9日に千葉県に上陸した台風第15号では、記録的な暴風と非常に激しい雨により、本市においても建物被害や倒木等が多数発生し、長期にわたる停電や断水等、市民生活や産業活動の多方面に大きな被害が生じました。

その後の10月12日に襲来した台風第19号と10月25日の大雨を含めた、これら一連の災害は、過去に経験した災害に比べて非常に大きな被害をもたらすと同時に、これまで経験した災害とは異なる事象が発生し、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応を求められる場面が生じるなど、非常に難しい点があったものと考えます。

市は、令和2年6月に「令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る災害対応報告書」を作成し、一連の災害対応を振り返り、そこから見出された課題とその対応策を整理した上で、今後の防災対策に活かしていくこととしました。

本委員会では、一連の災害対応で得られた経験や教訓が、その後の防災対策に適切に反映されているか、また、その取組の実現可能性や効果等について、調査研究を行うこととしました。

I. 調査研究の経過

本委員会における調査研究の経過は、次の表のとおり。

回数	開催日	内容
第1回	令和3年 6月16日	調査研究の進め方等について協議した。
第2回	7月27日	防災対策上の課題について委員間で協議・意見交換を行い、本委員会の所管分野から12項目について次回の委員会で現状等を確認することとした。
第3回	9月14日	前回の委員会で整理した防災対策上の課題について所管部署へのヒアリングを行った。
第4回	10月15日	ヒアリング結果を踏まえ、市と関係組織（自治会・自主防災組織等）、関係組織間の連携に着目して調査研究を行うこととした。
第5回	11月15日	台風15号等の一連の災害対応を事例として、連携が不足していたと考えられる点や連携を深化させるために必要な取組等について委員間で協議・意見交換を行い、次回の委員会で現状等を確認することとした。
第6回	12月13日	前回の委員会で整理した事項について所管部署へのヒアリングを行った。
第7回	令和4年 1月28日	ヒアリング結果を踏まえ、提言に向けて委員間で協議・意見交換を行った。
第8回	3月3日	提言書（案）について検討を行った。

Ⅱ. 調査研究の視点

防災対策は各施策分野に跨る裾野の広いものであり、かつ、災害の種類や被害の程度、フェーズ（発災前を含む初動段階、応急段階、復旧段階）によっても、その対応は異なります。

また、その主体も様々であり、行政、住民、自治組織、ボランティア等多様な主体が存在します。

行政が担う総合的な防災対策である「公助」については、大規模災害等が発生した場合に、その限界についての懸念も指摘されていることから、行政のみならず、住民、自治組織、ボランティア等の地域の多様な主体が、防災対策に積極的に参画・協働する取組を強化し、総力をあげて地域防災力の向上を図っていく必要があります。

その根底に据えておくべきものとして、各主体間の連携強化が不可欠であると考え、「連携」に着目して調査研究を進めることとしました。

Ⅲ. 課 題

台風15号等の一連の災害対応を事例として検証を行った中で、これらで得た経験や教訓から改善が図られている部分もありましたが、なお次のような課題があることを確認しました。

	項 目
全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策を担うそれぞれの主体の横の連携が不足している。 ・ 自助、共助、公助の役割分担が不明確である。
個 別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の機能強化 平岡地区・中川富岡地区で結成率が低い。 組織によって活動量や対応力に差が見られる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者安否確認制度の実効性・継続性の確保 制度の内容が十分に理解されていない。 制度の運用方法が明確になっていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域へのリエゾン（市職員）の派遣 情報共有の仕組みとして、地域と行政をつなぐ連絡要員の派遣が必要ではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部と避難所の連携 情報連携や運営担当職員の配置等が十分ではない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した情報伝達システムの構築 防災行政無線や生活安全メールといった一斉配信はある程度確立されているが、自治会や自主防災組織といった個別の組織とのやりとり（双方向コミュニケーション）をするための手段を構築する必要があるのではないか。

IV. 提 言

地域防災力の向上を図るためには、それぞれの主体が当事者としての意識を持ち、日ごろからの訓練の実施等により行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにしておくことはもちろんであるが、いざという時には垣根を超えた取組が求められることも想定されることから、主体間の緊密な連携体制を確立しておくことも重要であると考えます。

主体間をつなぐ役割は、総合的な防災対策を担う市が果たすべきものであり、市が各主体の要として行動を開始する必要があります。

そこで本委員会では、次のとおり提言を行うものです。

提 言

地域の防災対策を担う主体間の連携強化を図るため、地域の防災対策について話し合う場を設けること。

～提言のねらい～

顔の見える関係の構築

各主体の役割分担の明確化と共有

情報連絡訓練等の実施による対応力の強化

◎防災対策ビジョン

の共有

◎地域防災力の向上



～進め方等～

防災活動に取り組んでいる地域（モデル地域）を選定して取組を開始し、必要な検証等を行った上で他の地域に展開することを想定。

具体的な進め方は市の判断によるが、速やかな実施と、発展的かつ継続的な取組となるような制度設計を望むものである。

(1) 参集範囲

市、自治会、自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーター、
民生委員、地区社会福祉協議会 等

(2) 活動内容

次のような活動を通じて、当該地域における防災対策のビジョン
を共有するとともに、地域防災力の向上を目指す。

ア 防災対策上の地域課題に関する話し合い

単に意見や要望を聞く場・伝える場とするのではなく、それぞ
れの主体の現状や役割について相互理解を深めた上で、当該地域
における課題を検証し、その解決に向けた取組について話し合い
を行う場とすること。

なお、「Ⅲ. 課題」で整理した個別課題についても協議事項に
加えること。

イ 訓練の実施

情報連絡訓練や災害時安否確認訓練など、より実効性の高い訓練
を通じて、災害対応力の向上を図ること。

おわりに

平成23年に発生した東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があること（「公助の限界」）が明確となり、自助・共助によるソフトパワーを効果的に活用することが不可欠となっています。

さらに、いつ何時起こるか予測できない災害に対しては、自助と共助、そして、公助の3つが連携しながら機能することが重要です。

本提言はこのようなことを踏まえた上で、本市の防災対策に不足していると考えられる事項を取りまとめたものであります。

本市でも、袖ヶ浦市地域防災計画等に基づき、災害に強いまちづくり・ひとづくり・システムづくりを目指して、ハード、ソフトの両面から様々な施策を積極的に展開されておりますが、本提言を踏まえ、一步踏み込んだ防災対策を講じるよう要望するものです。

なお、本調査研究の中で実施したヒアリングの際、各委員から提言・要望した事項についても、適切な対応を期待するものであります。

島田市議会における個人情報保護条例の制定について

1 現行の制度

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、個人情報保護法（民間事業者）、行政機関個人情報保護法（国の行政機関）、独立行政法人等個人情報保護法（独立行政法人等）の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められている。

島田市議会は、島田市が定める「島田市個人情報保護条例」における実施機関の一つとして位置付けられ、この条例及びその施行について必要な事項を定めた島田市個人情報保護条例施行規則の適用の下で個人情報保護制度が運用されている。

2 制度見直しの経緯

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化してくるに伴い、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となりうること等から、現行法制の不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われた。

3 制度見直しの概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後のこの法律が適用されることとなった。

これにより、国の行政機関、地方公共団体の機関（**議会を除く。**）等において、個人情報の取扱い等に関する全国的な共通ルールが適用されることとなり、国の個人情報保護委員会がこれらの機関等を監視することとされた。

4 市議会として必要な対応

地方公共団体の執行機関には今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなるが、地方議会は、国会と同様、この法律の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされている。

このため、個人情報保護法の改正規定の施行までに、議会における個人情報保護に関する条例を制定する等、市議会としての適切な対応を図る必要があることから、全国市議会議長会では、各市議会が個人情報保護条例の案を作成する際に参考となる条例（例）及びその関連資料等を提供できるよう、総務省、国の個人情報保護委員会と意見交換を行い、現在、当該条例（例）及びその関連資料等が示された。

本市議会においても、全国市議会議長会から提供されている条例（例）や資料を基に、議会としての条例制定の作業を進めていくこととする。

5 制定スケジュール

【議会運営委員会】

令和4年10月27日 経緯、条例の制定スケジュールについて説明



【会派代表者会議】

令和4年10月27日 経緯、条例（案）の概要等を説明



条例（案）の作成



【会派代表者会議】

令和4年11月10日 条例（案）の提示・説明 ⇒ 各会派内での確認を依頼



質問等の受付・回答



【会派代表者会議】

令和4年11月17日 各会派から条例（案）についての承諾を確認



条例（案）の最終確認（必要に応じ字句の調整）



令和4年11月28日 条例（案）の例規審議委員会への付議



条例（案）について検察庁との協議



※協議に必要な期間：約2か月



令和5年2月中旬頃までに 検察庁から協議済みの通知送付（予定）



令和5年2月定例会において条例議案上程（議員発議） ⇒ 議決



令和5年4月1日施行